

参考資料②

(「中間整理」(平成27年4月28日公表)で示された主な課題等)

平成27年9月15日

金融庁総務企画局

リテール関係

[現状及び問題意識]

(リテール分野を中心としたイノベーションの進展)

- 世界的に「FinTech」と呼ばれる金融とITを融合させる動きが加速している。また、欧米の銀行では、「変化のためのIT投資」やITベンチャー企業との連携・協働を強化する動きがある。
- ノンバンク・プレーヤーが銀行業務の一部を代理する等を通じて決済関連サービスを提供するなど、決済を中心に銀行業務の「アンバンドリング化」とも言うべき構造変化が進行。
- こうした中においては、我が国においても、銀行のみならず多様なプレーヤーが参加する中で、競争的に決済サービスのイノベーションが進められるようにすることが求められる。
- 同時に、銀行サイドにおいても、オープン・イノベーション(外部連携による革新)を重視した体制とビジネス・モデルを構築し、戦略的に先進的ITを取り込むことが重要な課題となる。

(情報セキュリティ)

- ITの発展に伴い、決済のインターフェイスは銀行外部へと拡大、同時に、アンバンドリング化が進行する中、多様なプレーヤーが決済情報のプロセスに組み込まれるようになっている。
- こうしたことを踏まえると、多様なプレーヤーが対応の拠り所とできる情報セキュリティ基準の設定、その実効性の確保のための方策、また、利用者側に求められる対応について、検討を進める必要があると考えられる。

【今後の課題】

- 上述の問題意識を踏まえ、今後、決済業務等の高度化に向けて、どのような環境整備が求められるのか。また、その際、法制面についてどのような対応が求められるのか。

なお、法制面に関連して、「中間整理」においては、以下のような指摘があった。

- 欧州においては、EU決済サービス指令において、横断的な制度整備が図られている。さらに、新たな決済サービス指令(PSD2)の策定に向けた検討が行われている。法制度のあり方は、各国・地域の経済状況等を踏まえて考える必要があるが、決済を取り巻く環境が変化する中、我が国においても、規制の全体像についての検討が必要と考えられる。

(注) また、法制度のあり方について検討するにあたって、「中間整理」においては、下記のような観点が指摘されているところ。

- ノンバンク・プレーヤーも含めた多様な主体の事業展開を促していくことは重要な課題。他方、各種サービスのリスクに応じた適切なルールのあり方を検討することも重要である。
- 銀行その他の業者と利用者等を取り次ぐ中間的業者にトラブルが生じ、利用者保護上の問題につながることもありうることから、利用者保護上のリスクに応じた適切なルールのあり方を検討することも重要な課題である。
- さらに、銀行が担ってきた業務が分化される中、信用創造機能・決済ネットワークの提供など、銀行が果たしている経済システム上の根幹的な役割を維持することは重要な課題。また、資金決済法に関連して、資金移動業者の送金限度額、プリペイドカード発行業者の表示義務、供託負担及び事業譲渡手続等についても問題提起があった。

(※) IT・決済業務をめぐる銀行法上の主要な論点については、「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」の審議の中で、検討が進められるものと考えられる。